

US Topics

PwCが発行している「Flashline」から米国関連記事を翻訳・掲載しています。
Flashlineの原文は[PwC CFOdirect](#) からアクセスできます(会員登録が必要です/無料)。

No. 2012-03
January 19, 2012

PwC

PwC Dataline: 包括利益の表示－組替調整規定適用延期後におけるFASB最終基準の適用

FASBは2011年6月、企業に対し、純損益およびその他の包括利益を、単一の連続的計算書、または2つに分離されてはいるが連続的な純損益とその他の包括利益の計算書のいずれかに表示することを求める最終基準を公表しました。一部の財務諸表作成者の懸念に対応し、FASBは2011年12月、2011年6月公表の基準に含まれる規定の一つについて無期限に適用を延期する修正基準を公表しました。この規定は、その他の包括利益累計額からの組替調整額を純損益およびその他の包括利益において、損益計算書上の表示項目として測定および表示することを求めるものでした。

Dataline 2011-24において、PwCはこの最終基準の当初の公表内容に沿って議論を行いました。今回FASBが組替調整額に関する報告規定の適用延期のためにこの基準を修正しましたので、その内容を反映して追加的洞察を加えるため、PwCはDataline 2011-24をアップデートし、新しいDatalineとして、[Dataline 2012-01](#)を公表しました。

新規定および関連する適用延期措置は、公開企業においては一般的に2011年12月15日より後に開始する会計年度(期中期間を含む)から適用、非公開企業においては2012年度の年度の財務諸表からの適用となりますが、早期適用も認められます。全面的な遡及適用が要求されています。

監査委員会のための主要質問事項－2011～2012年版

PwCのCenter of Board Governanceは、監査委員会メンバーの監視責任をサポートするため、2011年12月および2012年1月初旬に3つのセミナーを主催しました。これらのセミナーは、SEC関連手続、財務報告、ポリシーに関するPwCのトップリーダーとの議論が呼び物となっており、彼らはワシントンDCにおける最近の活動、主要な財務報告関連動向、FCPA¹のコンプライアンスおよび調査、税制改正法案、および監査委員会ならびに取締役会におけるその他の重要トピックをとりあげています。また、これらのセミナーのフォローアップとして、セミナーの主要トピックスや重要ポイントと、年度末財務報告サイクルおよび通年で監査委員会メンバーが質問すべき内容をまとめた、「[監査委員会のための主要質問事項](#)」の最新版を公表したことをお知らせします。

¹ 海外腐敗行為防止法 (Foreign Corrupt Practices Act)



四半期決算－取締役版－2011年第4四半期

長年にわたり発行を続けている、CFO および経理担当管理者のための PwC の発行物「四半期決算」の追補版である、「四半期決算－取締役版」は、会計および財務報告に関する最新動向について取締役に継続的に情報提供を行うことを目的としています。今号は、2011 年第 4 四半期に対応し、12 月に行われた AICPA カンファレンスにおける所見を特集しています。また、会計上のホットピックス、IFRS 適用の決定延期を含む SEC 動向、監査人ローテーションおよび報告モデルに係る PCAOB のコンセプトリリースについて継続する議論についても取り上げています。

米国財務会計基準審議会 (FASB)

2012年版US GAAP財務報告タクソミー公表

FASB は、SEC による最終承認を待って 2012 年版 US GAAP 財務報告タクソミーが公表予定である旨を告知しました。FASB は SEC に登録した公開市場で取引される有価証券の発行体に適用可能なタクソミーの継続的作成および維持の責任を負っています。2012 年版のタクソミーには、新しい会計基準に関するアップデートと、SEC 登録企業である発行体によって現在使用されている 2011 年版タクソミーに対するその他の改善が含まれています。

FASBの会議およびプロジェクトアップデート

会議の概要: FASB は今週、会議を開催しませんでした。

次回の公開会議: FASB は 1 月 25 日の会議開催を仮予定しています。FASB と IASB の合同会議は 1 月 25 日および 27 日に仮予定されています。これらの会議のためのトピックスはまだ告知されていません。これらの会議において議論が予定されているトピックスについては [FASB ウェブサイト](#) からご確認ください。今後数日中に公表の予定です。

プロジェクトアップデート: FASB は以下のプロジェクトの概要を更新しました。

- [耐用年数が確定できない無形資産の減損](#)
- [投資会社](#)
- [投資不動産事業体](#)

財務会計協会 (FAF)

FAFがFIN 48の適用後レビュー結果を公表

FAF² は、FASB 基準書の公式な「適用後レビュー」の第一弾である、「[FASB 解釈指針第 48 号『法人所得税の不確実性に関する会計処理』の適用後レビュー](#)」を公表しました。FIN 48 は、現在、FASB の会計基準 Codification Topic 740 「法人所得税」の一部となっています。この報告書は、FIN 48 は、財務報告における法人所得税に関する不確実性についての情報の目的適合性と比較可能性を概ね向上させていると述べています。それにもかかわらず、一部の利害関係者は、この基準に改善の余地があると考えています。

また、レビューチームは、不確実な税務ポジションに関するより多くの情報が報告され、より首尾一貫性をもって報告が行われるようになっており、投資家は意思決定プロセスにその情報を使っていると結論づけています。しかしながら、プロセスにおける判断の固有レベルや税法の複雑性のため、より多くの情報と首尾一貫した報告が比較可能性を改善させない場合もあります。一般的に、レビューチームは、結局、便益が費用を上回っているとの判断を下しました。さらに、基準設定プロセスの改善を続けていく方法について、FASB に対して提言を行っています。

FAF 理事会の監視の元で作業を行う独立の FAF チームが、この種の初めてのレビューを実施しました。適用後レビュープロセスは、基準設定プロセスからは独立するように設計され、実社会からのフィードバックや基準の分析を提供するために創設されました。

また、FAF は、適用後レビュー(PIR)プロセスに関連して「FAF の PIR プロセスおよび FAF の PIR プロセスに関するよくある質問集の説明」と題する文書も公表しました。

² FAF は FASB の監視団体である。

公開企業会計監視委員会 (PCAOB)

PCAOBが非米国会計事務所の登録プロセスに関するFAQ集をアップデート

PCAOB は、非米国会計事務所の登録に関する[職員 FAQ 集](#)をアップデートしました。具体的には、PCAOB 検査を阻止する各国政府機関の立場による、Form 1 への情報追加が要求される国のリストから、スイス、オランダ、ノルウェー、イギリスを削除するため、質問 6 がアップデートされています。

あらた監査法人

東京都中央区銀座8丁目21番1号 住友不動産汐留浜離宮ビル (〒104-0061)

お問い合わせ: aaratapr@jp.pwc.com

© 2012 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. In this document, "PwC" refers to PricewaterhouseCoopers Aarata, which is a member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each member firm of which is a separate legal entity.

本資料は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本資料の情報を基に判断し行動されないようお願いいたします。本資料に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明あるいは保証するものではありません。また、本資料に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、あらた監査法人、およびメンバーファーム、職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。